

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年11月25日

全国健康保険協会大阪支部

支部長 小村 俊一

1 調達内容

(1) 調達案件名

特定保健指導案内用封筒作成業務について

(2) 品名及び数量

詳細は仕様書による。

(3) 履行期限

詳細は仕様書による。

(4) 納品場所

全国健康保険協会大阪支部の指定する場所

(5) 見積競争方法

見積金額は、調達物品の本体価格のほか、納品を行うための一切の諸経費を含めた総価とする。見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

契約の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（円未満の端数切り捨て）をもって契約金額とするので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者であっては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) やむを得ない事情により業務の主体的部分を除く一部について第三者に請け負

わせようとする場合は、全国健康保険協会大阪支部の事前書類審査に合格していること。

3 見積書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

全国健康保険協会大阪支部

(見積書・契約に関すること) 企画総務グループ 担当 高橋・西

電話 06-7711-4310 FAX 06-7711-4610

(仕様書に関すること) 保健グループ 担当 田伏

電話 06-7711-4304 FAX 06-7711-4610

(2) 提出期限及び場所

日時： 令和4年12月9日 (金) 12時00分

場所：大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ

(3) 提出書類

①見積書 (A4・様式任意)

②保険料納付に係る申立書 (別紙様式1)

③保険料納付に係る申立書に添付する領収書の写しまたは社会保険料納入確認書

(別紙様式2-1・別紙様式2-2)

④実績申立書 (別紙様式3)

(4) 提出方法

上記(1) 契約担当へ郵送または持参するものとする。郵送の場合は書留郵便とし、上記(2) 提出期限までに送付すること。

4 その他

(1) 当該案件の全部または主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。

(2) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とし、提出した見積書の差替え、変更または取り消しをすることはできない。また、見積金額には納品までの役務や送料等当該案件に付随する一切の経費を含めること。

(3) 契約相手方の決定方法

・本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会大阪支部長が判断した者であって、当協会が予定する価格の制限の範囲内で有効な最低価格の見積書を提出した者を契約候補者とする。

・同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会大阪支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約候補者を決定する。ただし見積書を提出した者が直接くじをひくことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

決定業者のみ、別途電話で連絡することとする。

- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約保証金 免除
- (6) 請書作成の要否 要
- (7) 請求にあたっては、消費税等に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (8) その他の仕様に明記がない詳細な事項に関しては、両者協議のうえ、別途定めることとする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。